総務2

令和5年2月21日 課 名 総務局税務課 担当者 課長 星野 内 線 2318

地方税法等の一部改正について

1 要旨・目的

令和4年12月23日に令和5年度税制改正の大綱が閣議決定され、このうち地方税については令和5年2月7日に「地方税法等の一部を改正する法律案」などの関係法案が国会に提出されている。

2 概要

県税関係の主な改正内容は次のとおり。

項目		内 容		施行日
自動 東税環の ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	区分を令和 5 年 12 月 の普及促進を図る観点 度を令和 6 年 1 月以降 現行 税率 第12 月末まで ※ 1 電気自動車 燃料電池自動車 天然ガス自動車 ア然ガス自動車 フラグインハイ ッド車 2030 年度燃費 85%達成~ 1 % 75%達成~ 2 % 60%達成~	定されている税率区分 末まで据え置くととも から、各税率区分にま 段階的に引上げ 令和6年1月~ ※2 電気自動車 燃料電池自動車 天然ガスト自動車 アクインハイブ 基準 2030 年度燃費基 準85%達成~ 80%達成~ 70%達成~ 70%達成~ 20年 上記以外又は 2020	に、電動車の一層 おける燃費基準達成 令和7年4月~ ※3 リッド車 2030 年度燃費基 準95%達成~ 85%達成~ 75%達成~	※1 令和5年4月1日※2 令和6年1月1日※3 令和7年4月1日
自動車税種 別割のグリ ーン化特例	○ 電気自動車等を取得した場合における現行の軽課措置(翌年 度税額△75%軽減)等の適用期限を令和8年3月31日まで延 長			令和5年4月1日
課税免除の 適用期限の 延長等	○ 離島振興法の改正に伴う税制上の特例措置(課税免除等)の見直し・適用期限の2年延長(令和7年3月31日まで)・対象を同法に規定する離島振興計画において産業振興促進事項に記載されている地区及び事業に限定○ 過疎法,離島振興法及び半島振興法における税制特例措置の適用区域の整理			令和5年4月1日

3 今後のスケジュール

地方税法等の改正に伴い広島県税条例等を改正する必要があるが、改正法等は県議会閉会後の令和5年3月下旬の公布が見込まれており、令和5年4月1日施行の内容(上記表網掛け箇所)については時間的余裕がないため、179条専決処分により条例改正を行いたいと考えている。